

大阪大学産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設の研究設備等利用料金に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、大阪大学産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設の研究設備等（以下「研究設備等」という。）の利用に伴う利用料金の徴収に必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 研究施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用に要する費用（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(支払い方法)

第3条 利用料金は、次の各号に掲げる方法により徴収するものとする。

(1) 学内経費（科学研究費補助金等の預かり補助金を除く。）の場合にあっては、当該予算の振替処理（以下「予算振替」という。）により行う。

(2) 前号以外の場合にあっては、大阪大学が発する請求書の発送（以下「請求」という。）により行う。

(予算振替)

第4条 前条1号の利用方法による利用料金は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位として集計し、適時、予算振替を行う。

2 利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に予算振替を行う。

(請求)

第5条 第3条2号の負担方法による利用料金は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位として集計し、半期毎に請求を行う。

2 利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に請求を行う。

3 利用者は、利用料金を本学が指定する期日までに指定する金融機関口座に振り込まなければならない。

4 利用料金を振り込む際の振込手数料は、利用者の負担とする。

附 則

1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

2 この取扱いは、平成25年11月21日から施行する。

3 この取扱いは、平成26年7月1日から施行する。

4 この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

5 この取扱いは、平成27年10月1日から施行する。

6 この取扱いは平成30年4月1日から施行する。

7 この取扱いは令和1年10月1日から施行する。

8 この取扱いは令和5年10月1日から施行する。

別 表

研究設備等名	利用料金
コバルト60照射装置	1,000 円/時間 (利用単位は時間*)
L-バンド電子加速器 (成果公開可)	15,000 円/日(9:00-翌9:00) 又は1日当たり 10,000 円 (9:00 - 19:00)、 5,000 円 (19:00-9:00)
L-バンド電子加速器 (成果公開不可)	200,000 円/日
R F 電子銃付Sバンド電子加速器	6,000 円/日
150 MeV S-バンド電子加速器	6,000 円/日

*コバルト照射の利用時間は、管理区域に立ち入れた時間を開始時間とし、管理区域から撤収を完了した時間を終了時間とする。なお数分の端数はすべて切り上げとする。